

松田町寄地区移住促進奨励金のご案内



この制度は、松田町寄地区に移住し、同地区において住宅を取得した子育て世帯及び若年夫婦世帯等を支援することで、同地区における少子高齢化を抑制し地域活性化を図るため、一定の要件を満たす方を対象に奨励金を交付するものです。

■奨励金の額

50万円
+ 30万円 × 小学生以下の世帯員数

■手続きの流れ

①申請 ⇒ ②審査 ⇒ ③交付決定
⇒ ④請求 ⇒ ⑤交付(振込)

■交付の要件

- ① 寄地区※に〔住宅を新たに建築・購入〕又は〔同地区にある実家のある住所に転入〕していること。(※ただし、寄字一番1番から寄字二番 130 番地までを除く)
- ② 松田町に転入する前に継続して1年以上他の市町村に住民票を置いていて、転入から2年を経過していないこと。
- ③ 子育て世帯(小学生以下の子どもが同居する世帯)又は若年夫婦世帯(夫婦のいずれかが40歳未満である世帯)であること。
- ④ 交付申請者とその同居する方が、交付申請時に町税等の滞納がないこと。
- ⑤ 取得住宅に10年以上居住すること。

※別荘等の一時的に使用するものやアパートなどの賃貸を目的としたものは対象となりませんのでご注意ください。

※中古住宅の購入は対象となります。

※公共工事等により住宅移転の補償がされている場合は対象外となります。

※松田町住宅取得促進奨励金及び松田町二世帯同居等支援奨励金との併用はできません。

※**建物登記完了日または松田町に住民登録をした日のいずれか遅い日から6カ月以内に申請してください。**

■申請時に必要な書類

- ① 奨励金交付申請書(第1号様式)
- ② 取得住宅又は実家の所有者が確認できる書類(建物の登記事項証明書の写し等)
- ③ 検査済証の写し【移住者のみ】
中古住宅購入時に売主から同書類の交付を受けていない場合は、住宅の売買契約時の「重要事項説明書」の写し
- ④ 取得住宅の全体(外観)写真
- ⑤ アンケート
- ⑥ 奨励金交付請求書(第4号様式)
- ⑦ その他町長が必要と認める書類

★ 様式は、町公式サイトからダウンロードできますので、ご活用ください ★

(<https://town.matsuda.kanagawa.jp/site/teiju-syoushi/yadorikijju.html>)



町では、町に居住する勤労者が対象となる金融機関から自己の居住するための住宅の新築・購入等に関する資金の融資を受けた場合の支払い利息の一部を補助しています⇒役場1階観光経済課にお問い合わせください。

<https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/9/sangyo.html#kinro>

松田町定住少子化担当室(役場3F)

松田町松田惣領2037番地

TEL 0465-84-5541

MAIL teiju@town.matsuda.kanagawa.jp